

平成26年2月14日（金）
於 栃木県公館 大会議室

第162回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1 開催日 平成 26 年 2 月 14 日 (金)

2 開催場所 栃木県公館 大会議室

3 出席委員 17 名

鈴木委員、築瀬委員、永井委員、尾立委員、
荘司委員、戸室委員、島崎委員、西崎委員、
原委員(代)、深澤委員(代)、藤本委員(代)、桑原委員(代)、
佐藤委員、斉藤委員、螺良委員、板橋委員
高山委員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計画審議会
会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第162回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたり、県を代表いたしまして吉田県土整備部長から御挨拶を申し上げます。

○県土整備部長 県土整備部長の吉田でございます。本日はお忙しい中、また、足元の悪い中、第162回栃木県都市計画審議会に御出席をいただき本当にありがとうございます。また、日ごろより都市計画及び行政一般につきまして御支援をいただきまして、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、本日の審議会案件でございますが、お手元の次第にありますとおり、付議案件が3件、報告案件1件でございます。簡単に御紹介させていただきます。

付議案件の1件目でございますが、「小山栃木都市計画区域区分の変更について」御審議をいただきたいと思っております。これは区域区分制度いわゆる線引き制度における市街化区域への編入についてでございます。既に市街地が形成されております野木町のブルーミングガーデン野木地区の約6.6haを住居系の市街化区域に編入するものでございます。

付議案件の2件目は、「宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業の事業計画の変更に関する意見書について」でございます。これは、当地区において施行しております土地区画整理事業の事業計画の変更認可に対しまして意見書が提出されましたので、この意見書の採択・不採択について審議をいただくものでございます。

付議案件の3件目は、「宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。これは、壬生町に民間事業者が設置しようとする産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、都市計画上支障がないかを御審議いただくものでございます。

最後に報告案件として、栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会から、「人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクトな都市づくりを進めるにあたっての基本的な考え方」について御報告をいただくことになっております。会長をはじめ、委員の皆様には、十分な御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○事務局 これより本日の議事に入りたいと思っております。

本日は、委員20名のうち出席委員は17名で、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告申し上げます。

それでは、永井会長よろしくお願いたします。

○議長 本日は、第162回栃木県都市計画審議会を開催いたしましたところ、御多用中にもかかわらず、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事録署名委員は築瀬委員と荘司委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、審議に入ります。本日の案件は、お手元の「第162回栃木県都市計画審議会 議案の概要」にございますように、「小山栃木都市計画区域区分の変更について」など3件の議案と、報告

が1件でございます。

審議は公開といたしますが、2号議案につきましては、土地区画整理事業の事業計画の変更に関する意見書の内容を審査するものであり、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等の審議にあたることから、非公開とさせていただきます。

最初に、第1号議案「小山栃木都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第1号議案「小山栃木都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。付議案は、お手元の「議案書①」の1ページから3ページでございます。

本議案は、住宅地としての市街地が計画的に形成されました「野木町ブルーミングガーデン野木地区」を市街化区域へ編入するものでございまして、説明は別冊の「第1号議案関連資料」を用いて御説明いたします。また、スクリーンに同じものを表示しております。

それでは第1号議案関連資料1ページ、左側の「1 位置図」を御覧ください。今回、市街化区域に編入する地区は、位置図下側の赤で表示した区域でございます。本地区は、JR野木駅から南西方向約1kmに位置しておりまして、市街化区域に接する面積約6.6haの地区で、地区内を都市計画道路3・4・7号小山野木線が通過する交通利便性が高い地区でございます。

次に、同じ資料の右側の「2 現在の土地利用状況」を御説明いたします。今回、市街化区域に編入する地区を赤線で囲んでおりまして、住宅が建築済みの宅地を黄色で示しております。平成25年11月時点で地区の総宅地数175区画中167区画、率にして95%の宅地に住宅が建築されている状況でございます。

それでは同じ資料の2ページをお開き願います。「3 既成市街地の市街化区域編入の条件」でございますが、市街化区域に隣接して、かつ、計画的な整備が行われており、また、相当規模の人口を有する区域であることが条件でございます。

これらの条件につきまして、続きまして資料下の「4 地区の経緯」に基づいて御説明いたします。本地区は当時、野木町内の住宅地需要の高まりに合わせて、低層の住宅を誘導する地区計画を平成19年に都市計画決定いたしまして、民間事業者による開発行為により宅地造成・分譲が行われ、計画的に市街化を図ってまいりました。この地区計画により敷地の最低規模が200㎡、あるいは建築物の最高の高さが10mなどと、ゆとりのある良好な住環境の住宅地が形成されております。

そして、平成23年に県が策定いたしました小山栃木都市計画区域マスタープランの「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」におきまして、「既に市街化を形成している野木町のブルーミングガーデン野木地区については、市街化区域への編入を推進します」と位置づけておりまして、昨年11月時点の地区内の人口が536人、人口密度は1ha当たり約80人ということで、既成市街地として十分な人口を有する区域となったことから、今回、市街化区域に編入するものでございます。

参考といたしまして同資料右側に野木町が決定するこの地区の用途地域図を示しておりますが、野木町におきましては、今回の市街化区域への編入に併せまして、良好な住環境を今後とも担保していくために用途地域を定めることとしております。緑色で示した地区は低層住宅の良好な環境を維持し

ていく第一種低層住居専用地域、黄色で示した小山野木線などの道路に面する地区は、日常生活の利便性を図るといって第一種住居地域と定めることとしております。

この第1号議案であります「小山栃木都市計画区域区分の変更」案につきましては、平成25年12月13日から27日までの2週間、公衆の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、野木町からは平成26年1月27日付で区域区分の変更案に対して「異存ない」旨の回答を得ております。

以上が、第1号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 それでは、御質問、御意見がございましたらお願いたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、御意見がございませんようですので、本案件については原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、本案件については原案どおり議決いたします。ありがとうございました。

.....

○議長 続きまして、第2号議案「宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業の事業計画の変更に関する意見書について」を議題といたします。先に申し上げましたとおり、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等を審議することから、これより審議を非公開といたします。報道関係者の方におかれましては、本案件の審議が終わるまで御退席くださるようお願いいたします。

議事に入る前に、委員の皆様にお諮りしたい事項がございます。第2号議案につきましては、宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業の事業計画を変更するにあたりまして、意見書の提出があり、意見書の採択・不採択を審議するものでございます。このため、審議を円滑に進めるために、施行者である宇都宮市の職員を説明者の補助として同席していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、異議がないようですので、市の職員の方に説明の補助として同席していただきます。

○宇都宮市東部区画整理事業課長 宇都宮市東部区画整理事業課長の舘脇でございます。よろしくお願いいたします。

○宇都宮市東部区画整理事業係長 同じく係長の福田と申します。よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、この議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは、第2号議案について御説明いたします。付議案は、「議案書①」の4ページから6ページでございます。説明は別冊の「第2号議案関連資料」を用いて説明させていただきます。

まず、議案の説明に先立ちまして、本都市計画審議会へ付議された理由であります土地区画整理法第55条の趣旨について御説明いたします。「関連資料」4ページ左の「1 土地区画整理事業の事

業計画に関する意見書の取り扱いについて」を御覧下さい。市町村が事業計画を変更しようとする場合、フロー図左上の事業計画変更案の作成から始まりまして、作成した事業計画を2週間公衆の縦覧を行い、縦覧開始から4週間の期間内に、利害関係者は知事宛てに事業計画についての意見書を提出することができることとなっております。知事は、提出された意見書を都市計画審議会に付議し、都市計画審議会は意見書の採択・不採択を審査することとなります。この審査の結果、「意見書を採択すべき」と議決された場合は、フロー図の赤い矢印の上方向となりまして、知事は、施行者である宇都宮市に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを求め、また、市はそれに基づき必要な修正を加えて、再度縦覧から手続を行うこととなります。また、「意見書を採択すべきでない」と議決された場合は、同じフロー図の赤い矢印の下側となりますが、意見書提出者にその旨通知し、知事は、事業計画の認可をすることとなります。

それでは、意見書が提出されました宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業の概要について御説明いたしますので、同じ資料の1ページを御覧下さい。事業位置は、JR宇都宮駅から南東へ約2kmの位置にあり、宇都宮大学に隣接した赤枠で囲んだ面積約41.8haの地区でございます。

本事業は、宇都宮市が施行者といたしまして、平成19年度から土地区画整理事業を施行しておりまして、平成25年3月末で事業費換算の進捗率で8%の地区でございます。

次に、今回の事業計画変更案の概要について御説明いたしますので、同じ資料の5ページをお開きください。5ページの「2 事業計画変更(案)の概要(1)及び(2)変更設計図」を御覧願います。今回の変更は、区画整理の施行後の宅地の再配置を計画する換地設計に伴う変更でございまして、区画道路の法線等の変更が13カ所、街区公園の面積の変更が7カ所、墓地の面積の変更1カ所を行うものでございます。

今回、この事業計画変更案を縦覧したところ、1名の利害関係者から2項目の意見が提出されております。意見書原文の写しにつきましては、同じ資料の2ページ、3ページに添付してあります。

それでは、意見書の内容と、土地区画整理事業施行者である宇都宮市の今回の設計の考え方について、併せて御説明いたしますので、同資料の5ページにお戻り願います。まず、意見書を提出された方は、「(2)変更設計図」の図面の中央部のやや左寄りでピンク色に着色してあるところが意見書を提出された方の宅地でございます。下段の「3 意見書」にその部分を拡大して表示しております。

2項目ある意見のまず1つ目の意見項目(1)でございますが、「図面赤塗りの、東西通路は存続する事」。図面に赤で示してある部分を存続することということでございます。理由として、「わが家(こちらの方のご自宅)は、図面赤塗りの北側の道路に面して設計・建築したものであり、この通路がないと家としての体裁を損ないます」という意見でございます。この意見に対しまして施行者の設計の考え方といたしまして、「土地区画整理事業により全ての宅地は区画整理事業によって計画した区画道路に接道するように再配置いたします。意見書提出者の住宅は計画した区画道路に支障となるため移転が必要となります。移転する際には、新たに接道する区画道路に住宅の向きを対応させる補償を行いますので、東西の通路の存続は必要ないと考えております」とのことでございます。

続きまして2つ目の意見項目（2）といたしまして、「公園と宅地の境界に緩衝帯を設ける事」というのが御意見でございます。この御意見に対しまして、施行者の設計の考え方といたしまして、「緩衝帯は、工場等の騒音・振動等による環境悪化を防止するために設置する施設であり、街区公園は環境悪化を招く施設ではないため、設ける必要はないと考えております」とのことでございます。

以上が、意見書及び意見書に対する宇都宮市の設計の考え方でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 それではこの件につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

これはこのままいくとどういうことになるのですか。家を曳くのではなくてもう一度建て直す形で補償されるのですか。

○宇都宮市東部区画整理事業課長 ただいまの御質問ですが、まだ家屋の調査に着手できていないことから、工法等が決まっておりません。一般的に、区画整理の工法といたしましては曳家になるわけですが、曳家ができない場合は再築という工法を選定して、適切な工法を選定し補償していきたいと考えております。

○議長 家が北を向いているのが、図でいくと西を向くような格好になるわけですね。

○宇都宮市東部区画整理事業課長 はい、そのとおりです。

○議長 そこは、やってみて、細部についてはこれから実際に決めていくということですね。

○宇都宮市東部区画整理事業課長 はい、これから調査の御了解をいただいた中で、向きや、場合によってはその中に納まり切らなければ再築となりますので、そういった補償で対応したいと考えております。

○議長 いかがでしょうか。

○委員 この計画そのものについては、反対しているということではないのですね。

○宇都宮市東部区画整理事業課長 当初、事業計画が始まった時点ではそういったお話もいただいていたところですが、こういった形で御本人の補償について意見を提出していることを考えますと、事業そのものについてはある程度理解されてきているのかなと私どもは認識しております。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 ほかに何かございますか。特にございませんようですので、採決に入ってよろしいでしょうか。

採決を行う前に念のため申し上げます。先ほど事務局からお話がありましたように、意見書を採択するということは、事業計画を修正すべきであるということになります。また、逆に意見書を採択しないということは、事業計画のとおり進めていくということになります。すなわち、今示された上の図のようにやっていくこととなります。

それでは、意見書の採択・不採択につきましては、2項目の意見が提出されておりますので、項目ごとに挙手によりお諮りし、出席委員の過半数をもって議決することといたします。なお、同数のときは会長の決によることとなります。

それでは、意見書（1）の「東西の道路は存続する事に関する意見」を採択すべき、すなわち事業

計画を修正すべきとお考えの方は挙手願います。

(挙手ゼロ)

○議長 意見書(1)を採択すべきという方がいないようですので、本案件については、不採択とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、意見(1)については、不採択といたします。

次に、(2)の「公園と宅地の境界に緩衝帯を設ける事に関する意見」を採択すべき、すなわち事業計画を修正すべきとお考えの方は挙手願います。

(挙手ゼロ)

○議長 それでは、これにつきましても採択すべきという方がいないようですので、本案件については、不採択とすることにいたします。

○議長 以上をもちまして、第2号議案の審議を終了いたします。これより会議を再び公開いたします。

.....

○議長 次に、第3号議案「宇都宮都市計画区域に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) まず、議案の説明に入る前に、都市計画審議会へ本議案が付議された理由であります「建築基準法第51条ただし書きの許可」について御説明いたしますので、「第3号議案関連資料」の1ページを御覧願います。

「建築基準法第51条ただし書き」の趣旨といたしまして、都市計画区域内において卸売市場、火葬場や「その他政令で定める処理施設」、この「政令で定める処理施設」の中に産業廃棄物処理施設が該当いたしますが、これらの用途に供する建築物を設置するためには、設置主体が主に公共団体など公共性が高い施設にあつては都市計画においてその敷地の位置が決定していること、ただし、設置主体が民間事業者など恒久性を担保できない施設にあつては、県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて特定行政庁が許可することが必要」となっております。第3号議案は、資料の下段に記載しております「建築基準法51条ただし書きの許可の手続の流れ」のフロー図のとおり、特定行政庁から付議依頼を受けたものでございまして、本審議会におきまして、民間事業者が設置しようとする「産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画上支障がないかどうか」を御審議いただくものでございます。

第3号議案につきましては、特定行政庁の事務を所管しております栃木県県土整備部建築課長から御説明させていただきます。

○幹事(栃木県建築課長) 建築課長の渡辺です。それでは、第3号議案について御説明いたします。

「議案書」は「議案書②」の1ページから3ページまででございますが、まず「施設の概要」を説明させていただきますので、「第3号議案関連資料」2ページの「1 施設の概要」と「3 施設配置図」を併せて御覧ください。

事業者は、平成元年から建築基準法第51条ただし書き許可に該当しない小規模の破砕処理を行う産業廃棄物中間処理施設として操業しております。このたび事業拡張のため、その敷地の北側の土地を購入し、この土地にある既存建築物に破砕機を新たに設置するとともに、保管施設等を設置して木くずの破砕処理を行うものであります。今回の破砕施設の設置により、木くずの破砕処理能力が1日あたり100tを超えることから、建築基準法第51条ただし書き許可を取得する必要があります。本敷地における処理の主な流れは、廃プラスチック類、木くず、がれき類、その他の産業廃棄物を破砕処理し、処理後、場外に搬出するものです。

次に、左下「2 位置図」を御覧ください。当該地の位置を赤色で示しております。場所は壬生駅から南南東へ約1.5kmに位置しており、用途地域は工業の利便の増進を図る地域である「工業専用地域」でございます。このため周辺には工場が多く立地しており、本施設が周辺の土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

当該地への主な搬入搬出路は、黄色の線で示した県道宇都宮栃木線、県道小山壬生線などを使用し、壬生町道を経て申請地に搬入搬出することとしております。このうち通学路に指定されている県道宇都宮栃木線は、歩道が整備されております。

右側の「3 施設配置図」を御覧ください。次に敷地でございますが、町道を挟みまして下側の区域が現在操業している敷地でございます。町道の上側の区域が今回拡大する敷地でございます。敷地面積は、北側、南側の敷地を合わせまして4,983.13㎡でございます。敷地内には、処理作業に必要なスペース及び搬入車両等が待機できるスペースが確保されております。

最後に周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてですが、施設の設置に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、大気汚染、騒音及び振動に関する「生活環境影響調査」を実施しております。生活環境影響調査の結果ですが、大気汚染、騒音及び振動は、いずれも基準を下回る結果になっております。

また、事業者は既存の処理施設について平成14年に周辺自治会と環境保全協定を締結していますが、今回、破砕処理施設を増設するにあたり、環境保全協定を再度締結しております。

よって、周辺地域の生活環境への影響は特に問題ないと考えております。

以上のことから、「本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないもの」と考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 ただいまの件につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いたします。

御質問、御意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり議決するという事で御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。本案件につきましては原案どおり議決いたします。議決されました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承いただきたいと思います。

.....

○議長 続きまして、報告第1号「人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクト

トな都市づくりを進めるにあたっての基本的な考え方」について、栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の委員である築瀬委員より報告をお願いします。

○専門委員長 それでは、ただいまの案件について、概要版を用いて御報告させていただきます。資料はお手元のA3版2枚組のものです。数字が出てまいります、本編の方を御参照いただきたいと存じます。

報告第1号「人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクトな都市づくりを進めるにあたっての基本的な考え方」について、以下のように御報告いたします。

本件は、知事から諮問がありました「次期都市計画区域マスタープランの策定にあたっての基本的な考え方」について、学識経験者で構成する専門委員会において調査を行うものであり、前回の都市計画審議会において、「都市づくりの課題と方向性」について御報告させていただきました。今回、「人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクトな都市づくりを進めるにあたっての基本的な考え方」について取りまとめましたので御報告いたします。

報告第1号概要版で御説明させていただきます。1ページ目の都市づくりの課題と方向性ですが、前回の報告内容ですので簡単に触れさせていただきます。本県の人口は、平成17年の201万人をピークに減少に転じ、平成52年には164万人まで減少し、また、高齢化率も36%にまで増加し10人に4人が高齢者になるものと推計されております。このことにより、想定される都市づくりの問題点として、①都市機能の低下、②交通弱者の増加、③市街地中心部の活力低下、④財政の制約などが挙げられます。今後の都市づくりの方向性とし、①都市機能の集約促進と街なかへの居住の誘導、②公共交通による拠点間の連携強化と移動の円滑化、③都市経営の効率化、地球規模での環境問題等への対応、④とちぎの魅力や強みを活かした都市づくりを掲げたところでございます。

これらを踏まえ、今回、「本県が目指すべき都市構造」及び「実現に向けた取り組み」について御報告いたします。2ページの2 目指すべき都市構造「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を御覧ください。人口減少・超高齢社会などに対応するために、目指すべき都市構造として、「とちぎのエコ・コンパクトシティ」の実現が必要と考えております。この都市構造は、比較的平坦な地形に大小さまざまな市街地が分布している本県の特徴を活かし、既存の市街地を中心として、その規模や役割に応じて必要な都市機能や居住機能をバランスよく集積した複数の拠点地区を形成します。また、それらの拠点を公共交通ネットワークなどにより連携を強化し、都市機能の相互補完を図ることで都市をコンパクトに再構築するとともに、省エネ技術や情報通信技術の導入などにより環境負荷を低減し、快適・便利に暮らしやすく、また環境にもやさしく都市経営コストの面からも持続可能な都市としていくものです。

中段の3「とちぎのエコ・コンパクトシティ」の実現に向けた取り組みを御覧ください。都市づくりの基本目標として5項目を挙げました。

「(1) 暮らしやすくコンパクトな都市づくり」として、店舗や医療施設など日常生活に必要な都市機能の集積や街なかへの居住の促進、さらに都市の防災・減災機能の強化が必要です。

「(2) 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり」として、駅などの交通

結節点の機能強化や、歩道や公共交通機関などのバリアフリー化などが必要です。

「(3) 環境にも優しいエコな都市づくり」として、集約型都市への転換や省エネ技術・情報通信技術の導入による持続可能で環境負荷の少ない低炭素な都市づくりが必要です。

「(4) とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり」として、首都圏北部に位置する地理的優位性や優れた交通ネットワークを活かした産業の集積、豊かな自然、歴史などの地域資源を活かした観光の振興が必要です。

さらに、「(5) 都市づくりの基本姿勢」として、医療や福祉、産業などと連携した政策展開や、多様な主体と協働・連携した都市づくりを進めていくことが重要と考えております。

以上が、専門委員会における調査結果でございます。

○議長 ただいまの御説明につきまして御質問、コメント等がありましたらお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

特に御意見、御質問はないようですので、最後に、ただいま報告のあった案件の今後の取り扱いにつきまして、幹事より説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） 専門委員会から御報告いただきました「人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクトな都市づくりを進めるにあたっての基本的な考え方」につきましては、名称を「とちぎの都市ビジョン」として、県民の皆様から広く御意見をいただくパブリックコメントを3月から予定しております。

このパブリックコメント後の「とちぎの都市ビジョン」を「次期都市計画区域マスタープラン」策定の基本的な考え方といたしまして「次期都市計画区域マスタープラン」を策定していきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

○議長 今の事務局の御説明について、何か御質問、御意見等がありますか。

御質問はないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

なお、私は今月末をもちまして任期満了となり会長を退任いたします。今まで、皆さんの御協力で都市計画審議会を進めることができました。皆様の御協力に御礼申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

○事務局 ありがとうございました。今、会長からもありましたように、永井会長をはじめ学識経験分野選出の8名の委員の皆様におかれましては、今月の28日をもちまして任期満了となります。在任期間中は、本県の都市計画行政の推進のため多大なる御尽力を賜りまして本当にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。

午後2時15分 閉会